地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「、第三十一条」を削る。

第七条第三十二号中「に関する工事」を「その他の公共空地（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑を除く。第八十四条第十号において同じ。）に関する工事」に、「及び国が」を「、国が」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十二条の二を第三十二条とし、第三十二条の三を第三十二条の二とする。

第三十三条第一項中「六十九人」を「七十人」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「関東地方整備局」を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（緊急災害対策調整官）

第三十五条　関東地方整備局の企画部に、緊急災害対策調整官一人を置く。

2　緊急災害対策調整官は、命を受けて、災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定に関する事務のうち、緊急災害対策派遣隊に係るものに関する重要事項に係るものを整理する。

第三十九条第二項中「及び近畿地方整備局」を「、近畿地方整備局及び九州地方整備局」に改める。

第五十一条の二第一項第二号中「東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、」を削る。

第五十四条の二第一項中「四国地方整備局を除く。」を削る。

第五十四条の三第一項中「東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局の道路部」を「道路部（関東地方整備局、北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」に改める。

第八十四条第十号中「に関する工事」を「その他の公共空地に関する工事」に、「及び国が」を「、国が」に改める。

第百三十六条第一項中「五百五十八人」を「五百八十五人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「六十二人」を「六十人」に改める。

第百三十七条第一項中「四十人」を「四十二人」に改める。

第百三十九条第一項中「百九十三人」を「百七十三人」に改める。

第百四十条第五項、第七項及び第九項中「港湾事務所」の下に「特定離島港湾事務所」を加える。

第百四十二条第一項中「六十一人」を「六十五人」に改める。

第百四十三条第一項中「五十一人」を「五十二人」に改める。

第百四十四条第一項中「六十四人」を「六十一人」に改める。

第百四十五条第一項中「八十五人」を「八十九人」に改める。

第百四十七条の二を削る。

第百四十七条第一項中「十九人」を「五人」に改め、同条を第百四十七条の二とする。

第百四十七条第一項中「二十六人」を「八人」に改め、同条を第百四十六条とする。

第百四十五条の四第一項中「六十四人」を「百三十六人」に改め、同条を第百四十六条とする。

第百四十五条の三第一項中「二十四人」を「三十六人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官二十三人を置く。

2　総括保全対策官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する公共土木施設（公園を除く。）の保全及び利用に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどり、及び保全対策官のつかさどる事務を統括する。

第百四十八条の三の二第一項中「十七人」を「十六人」に改める。

別表第一中

一般国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平三千七百九十八番一から同村大字北小谷字つきだし千八百五十五番十三までの区間	

を

一般国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平三千七百九十八番一から同村大字北小谷字つきだし千八百五十五番十三までの区間	

に、「飯島町飯島」を「飯島町田切」に改める。

別表第五東北地方整備局の項中「（鳥海ダム調査事務所」を「（鳥海ダム工事事務所」に、

鳥海ダム調査事務所	由利本荘市 子吉川鳥海ダム 子吉川鳥海ダムに係る河川 建設工事に関する調査 管理

を

鳥海ダム工事事務所	由利本荘市 子吉川鳥海ダム 子吉川鳥海ダムに係る河川 建設工事 管理

に、

一般国道百二十一号	改築工事 三島町道宮下名入線（三島大橋） 修繕工事

を

一般国道百二十一号	改築工事

に、

一般国道六号及び四十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道百十五号及び三百九十九号	改築工事

を

一般国道六号及び四十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道百十五号及び三百九十九号	改築工事

に、

「国営みちのく杜の湖畔公園事務所」を「東北国営公園事務所」に、

国営みちのく杜の湖畔公園	整備及び維持その他の管理 整備

を

国営みちのく杜の湖畔公園	整備及び維持その他の管理 国営追悼・祈念施設 整備

に改める。

別表第五関東地方整備局の項中「、二十号及び百四十一号」を「及び二十号」に改める。

別表第五北陸地方整備局の項中

一般国道二百五十二号	災害復旧工事
一般国道二百五十三号、二百八十九号及び四百四号	改築工事

を

一般国道二百五十二号及び二百九号	改築工事

に、

信濃川上流（大町ダム管理所の管轄区域を除く。）	改良工事、繕その他の洪水予報、戒水位及び報

を

一般	
八十	